

函館市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 4 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 5 号

函館市会計規則の一部を改正する規則

函館市会計規則（昭和 3 9 年函館市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の 3 中

「	6 恩給及び 退職年金	支出決定のとき	支給しようとする額	請求書	を に 」
	6 削除				

改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。